

記 録

お茶の水、奈良兩女子大學で

幼稚園教員養成を開始

幼稚園に従事する教員の不足を補なうため、先般文部省では昭和二十五年度に東京のお茶の水大學（舊東京女子高等師範學校）と奈良の奈良女子大學（舊奈良女子高等師範學校）で一年の幼稚園教員養成をとりあえず行うことになつて、別紙のように兩大學長へ協力方を依頼した。その要點とすると
ころは、

1 幼稚園教諭の臨時養成であるが、大學教育の一環として行われるものであつて、大學内に大學とは別個に養成所を設けたのではない。たゞしこの學生は修了したら幼稚園教員となることを條件として入學するのであるから、他の部科へは轉科はできない。

2 修業年限は一年で、修了者は教育職員免許法別表第一の規定による幼稚園教諭の仮免許状を受けることができる。

3 募集人員は、各大學とも三十名である。
（大學に一年以上在學し、三十一單位以上を修得する）

4 入學資格は、

(1) 新制高等學校卒業生

(2) 新制高等學校卒業者と同等以上の學力があると認められる者（舊制高等女學校卒業生も學力検査の上認められる）

5 授業料は徴收しない。

なおこれについて各都道府縣教育委員會には、別紙のようにその周知方を通知してある。

文大教第四六八號

昭和二十五年五月二十二日

お茶の水女子大學長 殿
奈良女子大學長

文部省大學學術局長事務取扱 劍 木 享 弘

幼稚園教員養成について

幼稚園教員養成の重要性にかんがみ、とりあえず昭和二十五年には貴學において左記要項によつて幼稚園教員の臨時養成を行うことに決定いたしましたから、その實施について御協力を願います。

記

一 昭和二十五年においては、お茶の水女子大學及び奈良女子大學において幼稚園教員の臨時養成を行う。

二 その修業年限は一年とする。

三 募集員數は各大學ともそれぞれ三〇名とする。

四 その修了者は、教育職員免許法別表第一の規定により、幼稚園教諭假免許状の授與を受けることができる。

文教大教第四六八號

昭和二十五年五月二十二日

各都道府縣教育委員殿

文部省大學學術局長事務取扱 劍木享弘

幼稚園教員養成について

幼稚園教員養成の重要性にかんがみ、とりあえず昭和二十五年には左記要項によつて幼稚園教員の臨時養成を行うことに決定したので、御了知の上周知方お取計願ひ願ひたい。

記

一 昭和二十五年において、お茶の水女子大學及び奈良女子大學において幼稚園教員の臨時養成を行う。

二 その修業年限は一年とする。

三 募集員数は各大學ともそれぞれ三〇名とする。

四 その修了者は教育職員免許法別表第一の規定により、幼稚園教諭免許狀の授與を受けることができる。

埼玉縣保育連合會春季大會

埼玉縣保育連合會では、去る五月二十七日午前十時から寄居町玉淀の労働會館で本年度春季大會を開催縣下保育職員多數集合、縣から松山副知事を始め教育委員會、厚生部等の係員出席の上、長沼會長の挨拶から始まり、會則の改正、豫決算の審議、役員の変更、保育功勞者の表彰等を行つたが、縣からは、特に保育功勞者として、愛仕幼稚園長アブタン、浦和幼稚園長長沼依山、川口幼稚園長羽島

近作、秩父幼稚園長柴原弘道、豊岡保育園長齋田くらの五氏に知事賞を贈られ午後、縣下七地區代表の研究發表があつて盛會裡に終つた、尙表彰者にはフレール館からお祝品の寄贈があつた。

官廳公示連絡事項

大幅に擴張された幼稚園職員免許狀の授與資格

教育職員免許法による幼稚園職員免許狀の授與資格は、小學校中學校に比較して著しく限られていたが、このたび別紙のように法律が改正されて、大幅に授與資格がひろげられた。その要點は、

1 免許法の改正點——附則に二項目が加えられた。

(1) 施行法の第一條で幼稚園教員の免許狀をもつてるとみなされた者(舊免許狀をもつてゐる者) また第二條で幼稚園教員や園長の免許狀の授與を受けることができる者(學校の卒業者等)が、教育職員檢定によつて免許狀を受けてから、さらに免許法第六條第二項別表第四によつて(經驗年數と所定の單位と